

改正

平成14年 3月29日規則第22号

平成17年 3月31日規則第37号

令和元年12月20日規則第23号

令和 7 年12月24日規則第58号

盛岡市余熱利用健康増進センター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、盛岡市余熱利用健康増進センター条例（平成13年条例第39号。以下「条例」という。）の規定に基づき、及び条例を施行するため必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の許可のうち余熱利用健康増進センター（以下「センター」という。）のプールの団体使用並びにセンターのアリーナ、軽運動室及び会議室の使用の許可を受けようとする者は、盛岡市余熱利用健康増進センター使用許可申請書を市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理するセンターにあっては、指定管理者。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の申請は、センターを使用しようとする日の属する月の初日の 2 月前からセンターを使用しようとする日の 7 日前までにしなければならない。ただし、市長がセンターの管理上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(使用の許可)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項の許可は、次の各号に掲げるセンターの使用の区分に応じ、当該各号に定める入場券又は許可書の交付をもってする。

- (1) プールの普通使用 盛岡市余熱利用健康増進センタープール入場券
- (2) プールの回数使用 盛岡市余熱利用健康増進センタープール回数入場券
- (3) プールの団体使用 盛岡市余熱利用健康増進センター使用許可書
- (4) 浴場の普通使用 盛岡市余熱利用健康増進センター浴場入場券
- (5) 浴場の回数使用 盛岡市余熱利用健康増進センター浴場回数入場券
- (6) アリーナ、軽運動室及び会議室の使用 盛岡市余熱利用健康増進センター使用許可書

(許可の条件)

第 4 条 次に掲げる事項は、センターのプールの使用の許可をする場合の条件とする。

- (1) 使用施設内の火気取締り並びに施設及び設備の保安管理に留意すること。
- (2) センターのプールの管理のためにする職員の指示に従うこと。

2 次に掲げる事項は、センターのプールの団体使用の許可をする場合の条件とする。

- (1) 使用を終わったとき又は条例第6条の規定により使用の許可を取り消されたときは、職員の指示に従って、速やかに跡片付けその他整理整頓をすること。
- (2) 監視人を置くこと。
- (3) 感染症の患者、めいいてい者、火薬、凶器等の危険物を携帯する者等でセンター内の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあるものを入場させないこと。
- (4) 職員は、その指示に従わない者又は前号に規定する者に対し、入場を禁止し、又はセンターからの退去を命ずることがあること。

(入場券又は許可書の提示)

第5条 センターの使用の許可を受けた者は、センターを使用しようとするときは、第3条の規定により交付された入場券又は許可書を所定の場所で職員に提示しなければならない。

(使用料を無料とする日)

第6条 条例第8条第1項ただし書の規則で定める日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定するこどもの日、スポーツの日及び勤労感謝の日とする。

(減免の申請)

第7条 条例第10条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、盛岡市余熱利用健康増進センター使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、条例第10条第1号に規定する障害者で次に掲げる手帳の交付を受けているもの（その者の保護者が交付を受けているときは、本人）又は同号に規定する障害者であることを証する書面を有するもの（以下「手帳被交付者等」という。）及び当該手帳被交付者等の介護を行う者が個人で使用する場合の同項の申請書の提出については、当該被交付者等にあつては当該手帳又は書面の、当該手帳被交付者等の介護を行う者にあつては当該介護を行う手帳交付者等に係る当該手帳又は書面の提示をもってこれに代えることができる。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳
- (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項の戦傷病者手帳
- (4) 知的障害者療育手帳交付規則（昭和49年岩手県規則第57号）第2条の療育手帳

- 3 第1項の規定にかかわらず、条例第10条第2号の規則で定める日に、同号に規定する者であることを証する書面を有する者がセンターのプール又は浴場を使用する場合の同項の申請書の提出については、当該書面の提示をもってこれに代えることができる。

(使用料を減免する日)

第8条 条例第10条第2号の規則で定める日は、センターのプールにあつては毎月の第2金曜日及び第4金曜日と、センターの浴場にあつては毎月の第1金曜日及び第3金曜日とする。

(指定管理者の指定の手続)

第9条 条例第14条第1項の規定による申請をしようとするものは、盛岡市余熱利用健康増進センター指定管理者指定申請書にセンターの管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第14条第2項の規定による通知は、指定管理者として指定する場合にあっては盛岡市余熱利用健康増進センター指定管理者指定通知書により、指定管理者として指定しない場合にあっては盛岡市余熱利用健康増進センター指定管理者不指定通知書により行うものとする。

(指定通知書等の掲示)

第10条 指定管理者は、前条第2項の盛岡市余熱利用健康増進センター指定管理者指定通知書又は指定管理者の指定を受けている旨及び条例第9条第2項の規定により定めた利用料金をセンターにおいて公衆に見えやすいように掲示しなければならない。

(条例第16条第1項の市長が定める事項)

第11条 条例第16条第1項の市長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の代表者及びセンターの長
- (2) 指定管理者の指定に際し、当該指定管理者の必要な要件として市長が指定した事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者の指定に係る協定に定められた事項

附 則

この規則は、条例の施行の日（平成14年3月1日）から施行する。

附 則（平成14年規則第22号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第37号抄）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第23号）

この規則は、令和2年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年規則第58号）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日以後において、盛岡市余熱利用健康増進センターのプールを使用しようとする者から同日前に交付された盛岡市市民プール条例施行規則（平成24年規則第24号）第4条第1項（第3号に係る部分に限る。）の入場券の提出があったときは、なお従前の例により当該入場券と引き換えに盛岡市余熱利用健康増進センタープール引換入場券を交付することがある。